

令和 4 年 6 月 21 日現在

機関番号：22701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K02015

研究課題名(和文) 交際費等損金不算入制度の実証的検証

研究課題名(英文) Empirical Studies of the Impact of the Tax System on Corporate Entertainment Expenses

研究代表者

高橋 隆幸 (Takahashi, Takayuki)

横浜市立大学・国際マネジメント研究科・教授

研究者番号：50326071

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：我々の研究課題は、「交際費等損金不算入制度の実証的研究」です。交際費等損金不算入制度とは、企業の冗費・濫費の抑制による自己資本の充実や、公正な取引慣行の確立を目的として、法人の支出する交際費等を法人税の所得計算において、損金不算入とする制度です。それまでの税制は、企業の交際費支出を抑制してきたのですが、平成18年度改正及び平成26年度改正においては、経済活性化を目的に、むしろ企業の交際費支出を促すための改正が行われました。我々は、これらの税制改正が、その目的通りに、企業の交際費支出を促したのか否かを実証分析によって解明することによって、その政策効果を検証することを試みました。

研究成果の学術的意義や社会的意義

交際費等損金不算入制度は、平成18年度及び平成26年度に改正が行われ、経済の活性化を目的に、企業の交際費支出を促すための改正が行われました。我々は、実証分析によって、これらの一連の税制改正のうち、平成18年度改正には企業の交際費支出を促す効果があったと認められたが、平成26年度改正にはそのような影響が認められないことを明らかにしました。わが国の税制改正の政策的効果を実証的に分析する研究は少なく、学術的・社会的な意義があると考えます。

研究成果の概要(英文)：Our research theme is "empirical studies of the impact of the tax system on corporate entertainment expenses". Corporate income taxes make entertainment expenses incurred by corporations non-deductible. The purpose is to curb corporate redundancy and abuse, enhance corporate equity, and establish fair business practices. While past tax systems have discouraged corporate entertainment spending, the 2006 Tax Reform and the 2014 Tax Reform were designed to encourage corporate entertainment spending in order to stimulate the economy. We attempted to verify the policy effects of these tax reforms by conducting an empirical analysis to determine whether or not these tax reforms encouraged corporate entertainment spending in accordance with their objectives.

研究分野：税務会計

キーワード：会計学 財務会計 租税法

1. 研究開始当初の背景

(1) 我々の研究課題は、「交際費等損金不算入制度の実証的研究（Empirical studies of the impact of the tax system on corporate entertainment expenses）」です。この研究課題を設定した理由（研究開始当初の背景）としましては、以前から我々は主張してきていますが、わが国における税務会計分野の実証研究の多くが、企業利益と課税所得の差異である **BTD**（**Book-Tax Differences**）を分析した研究や企業の様々な属性と税負担割合に着目した租税負担削減行動に関する研究に偏っていると認識していることが背景にあります。我々は、平成 18 年度より共同研究を継続して行っており、税務会計分野における実証研究を試みてきました。そこでは、「役員給与の利益連動給与制度」、「ストック・オプション税制」、「確定給付企業年金」、「外国子会社配当益金不算入制度」、「移転価格税制」、「過少資本税制」、「組織再編税制」、「不動産投資信託（REIT）」、「損害保険会社の支払備金」、「公益法人」などのさまざまな個別具体的な課税制度を研究対象としてきました。そして、租税が納税者の意思決定に与える影響を分析することによって、税制の政策効果や影響を事後的に明らかにすることを試みてきました。今回の共同研究も、これらの延長として研究を継続することを意図してきました。

(2) 今回の 3 年間の研究期間において、法人税における交際費と損金不算入制度の影響を実証分析しました。交際費等損金不算入制度とは、企業の冗費・濫費の抑制による自己資本の充実や、公正な取引慣行の確立を目的として、法人の支出する交際費等を損金不算入とする制度です。この制度は、昭和 29 年度改正による租税特別措置として導入されて以来、様々な手直しを加えられながらも、数次の適用期限延長を経て現在に至っています。特に昭和 57 年度改正以降は、資本金が一定額以上の大企業にとっては交際費等の全額が損金不算入となっています。この制度の目的は、企業の交際費等の支出の抑制ですが、平成 18 年度改正及び平成 26 年度改正においては、経済活性化を目的に、むしろ企業の交際費支出を促すための改正が行われました。この税制改正について、日本経済新聞(2016 年 8 月 16 日付)では、国税庁の統計から平成 26 年度における資本金 1 億円以上の法人の交際費支出の合計は約 5,561 億円であり、前年度の約 5,609 億円より約 0.1%減少する結果となったと報道されており、税制改正の政策効果に疑問が呈されています。我々は、これらの税制改正が、企業の交際費支出を促したのか否かを実証分析によって解明することによって、その政策効果を検証することを試みました。また、そもそも交際費等損金不算入制度の立法趣旨は、企業の支出する交際費等が冗費であることを前提に、その支出を抑制することを目的としていますが、果たして企業の交際費支出は企業の業績に影響を与えないような冗費であるのか否かの分析も試みましたが、論文発表には至っていません。上記の他には、確定給付企業年金における年金資産配分における課税の影響に関する研究もしています。

2. 研究の目的

(1) 我々の研究目的は、企業経営のさまざまな場面における意思決定での租税の影響を分析するところにあります。税制改正前後の企業行動の分析から、税制改正の影響を分析する研究だけでなく、税制の影響を分析する研究も行いました。具体的には、租税が納税者の意思決定に影響を与えているのかどうか、影響を与えているならばどの程度か、影響を与えていないならばそれはなぜか、を検証することにあります。

(2) このような実証分析をすることによって、我が国の税制や税制改正の政策効果や影響を事後的に明らかにすることを目的にしています。このような実証研究は、新しい税制や将来の税制改正の検討には直接的な貢献はそれほど多くないかもしれません。しかし、現在の税制や過去の税制改正の政策効果や影響を事後的に解き明かすことは、それ自体に意味があるだけでなく、研究の蓄積によって得られる知見は、将来の税制改正の検討においても意義があるものと考えます。

3. 研究の方法

(1) 我々の研究方法は、租税が納税者の意思決定に与える影響を、ミクロ経済学的手法を利用しながら実証的に検証する方法によっています。この研究方法は、我が国における租税研究においては未だに少数派ではありますが、アメリカにおける税務会計分野の学会誌（**The Journal of the American Taxation Association**）においては、主流となっている研究手法であると考えています。なお、論文は未発表ですが、企業の交際費支出の冗費性に関する研究では、国税庁の会社標本調査（法人企業の実態）の長期マクロデータを用いた、パネル分析を研究手法として試みています。

- (2) 具体的には、税制や会社法などの関連する諸制度や会計ディスクロージャー制度を解明した上で、主に外国文献による先行研究を調査・参考にし、税制に関する仮説を設定し、実証モデルを作って、統計的に検証し、結果の解釈をすることになります。研究の対象としては、我が国の企業の行動を検証するのですが、我が国では、アメリカのように企業の納税申告書のデータを研究者が研究のために利用することができないため、企業が一般に公表している財務報告を利用することになります。また、もちろん企業が意思決定の際に考慮するであろう租税要因以外の税外要因もモデルに含んで検証を行っています。

#### 4. 研究成果

- (1) 交際費等損金不算入制度の税制改正の影響に関する研究では、論文 1 件と学会報告 1 件の研究成果があります。交際費等損金不算入制度は、企業の冗費・濫費の抑制による自己資本の充実や、公正な取引慣行の確立などを目的に昭和 29 年度改正によって導入された制度です。研究対象とする平成 18 年度改正及び平成 26 年度改正は、交際費等の損金不算入を緩和して、企業の交際費支出を促し、経済の活性化を目的にした改正でした。具体的には、平成 18 年度改正は一人当たり 5,000 円以下の飲食費を交際費等損金不算入制度の適用対象外として損金にする改正です。この改正の目的は、自由民主党平成 18 年度税制改正大綱によれば、「産業競争力・経済活性化の促進」です。平成 26 年度改正は交際費等の額のうち接待飲食費の額の 50%を損金に算入する改正です。この改正の目的は、自由民主党・公明党平成 26 年度税制改正大綱によれば、「民間投資と消費の拡大」です。

論文・学会報告「交際費等損金不算入制度改正の影響」においては、平成 18 年度と平成 26 年度の二度にわたる税制改正が、企業の交際費支出を促したのか否かを分析しました。この分析においては、企業の課税状態が重要な要因となります。交際費等損金不算入制度を緩和する税制改正は、税負担の重い企業、つまり限界税率の高い企業の方がベネフィットが大きいはずであり、税負担の重い企業が税制改正後に交際費支出額を増加させると予想できるからです。実証分析の分析対象は、2000 年 3 月 31 日から 2017 年 3 月 31 日までに決算期が到来する我が国の上場一般事業会社（一年決算法人）であり、分析には交際費の対前年変化額を用いるため、有価証券報告書に 2 年連続で交際費額を公表している企業としました。企業の課税状態は、税務上の繰越欠損金の有無をダミー変数として捉えて分析モデルに利用します。また税制改正の影響は税制改正直後の事業年度を 1 とするダミー変数を分析モデルに含めています。分析の結果、平成 18 年度改正後の最初の事業年度において、企業は交際費額を減らす傾向にあったが、税負担の重い企業に限ると、予想通りに交際費額を増やしていることが明らかになった。一方で、平成 26 年度税制改正後の最初の事業年度においては、税負担の重い企業が交際費額を増やしたとする統計的に有意な証拠は検出されなかった。本稿の分析結果を要約すると、平成 18 年度改正については、企業の交際費額を増やす政策効果が検出されたのであるが、平成 26 年度改正にはそのような政策効果が検出されなかった。

- (2) 確定給付企業年金の年金資産配分に関する研究では、論文 1 件と学会報告 1 件の研究成果があります。確定給付企業年金には、企業にとって二つの節税機会があるとされます。一つは、年金拠出に関する節税であり、高橋・野間（2014）および高橋・野間（2016）で検証しています。もう一つの節税機会は、年金資産配分に関する節税であり、運用する年金資産を債券運用することに伴う税裁定取引による節税であり、今回の研究テーマです。確定給付企業年金において、企業は、年金基金に対して掛金を拠出し、年金基金においてその年金資産を株式、債券、一般勘定、現預金、その他の 5 項目に資産配分して運用し、退職した従業員等の受給者に退職年金等を給付します。企業の税務では、この一連の資金の流れにおいて、掛金拠出時に拠出した金額が損金算入され、年金資産運用時の運用益は非課税であり、年金給付時には企業にとっての課税関係はありません。税裁定取引を行わない企業が自己資金を用いて年金拠出を行い、年金基金がそれを株式投資したとしても、年金資産運用益の非課税による税務ベネフィットを享受できます。先行研究の理論によれば、税裁定取引を行う企業は、年金基金では債券運用をして年金資産運用益の税務ベネフィットを得ながらも、同額の社債発行と、企業自身での株式運用を行うことで、支払利息損金算入と受取配当等益金不算入の企業側の税務ベネフィットも享受できると予想されています。

論文・学会報告「確定給付企業年金における年金資産配分に対する課税の影響」では、2013 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までに決算期が到来する東証 1 部上場の事業会社（日本会計基準採用会社で、3 月決算、1 年決算法人に限る）を対象に実証分析をしたところ、税負担の重い企業ほど、そして借入比率が高い企業ほど、年金資産内の債券割合が高いことが明らかになり、理論の予想通りに、企業が税裁定取引による企業側の税務ベネフィットを享受している証拠が得られました。しかし、もう一つの税務ベネフィットである年金基金側の税務ベネフィットは統計的には検出されませんでした。

<引用文献>

- ① 高橋隆幸・野間幹晴「確定給付企業年金の節税効果と企業の年金拠出行動一限界税率を用いた検証一」『会計』査読無、第 186 巻第 2 号、2014 年 8 月、43-56 頁。

- ② 高橋隆幸・野間幹晴「前払年金費用の積立と企業価値」『税務会計研究』第 27 卷, 2016 年, 205-211 頁.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 高橋隆幸・野間幹晴・佐藤弘庸	4. 巻 200(1)
2. 論文標題 交際費等損金不算入制度改正の影響	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 82-93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋隆幸・野間幹晴・岡川真実	4. 巻 202(2)
2. 論文標題 確定給付企業年金における年金資産配分に対する課税の影響	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 高橋隆幸・野間幹晴・佐藤弘庸
2. 発表標題 交際費等損金不算入制度改正の影響
3. 学会等名 日本会計研究学会・第79回大会（北海道大学・北星学園大学）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高橋隆幸・野間幹晴・岡川真実
2. 発表標題 確定給付企業年金における年金資産配分に対する課税の影響
3. 学会等名 日本会計研究学会・第80回大会（九州大学）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	野間 幹晴  (Noma Mikiharu)  (80347286)	一橋大学・大学院経営管理研究科・教授    (12613)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------